

佐倉市（以下「当市」）に佐倉フィルムコミッション事業実施要領（以下、要領とする。）第3条に定める撮影支援を申請する撮影者は、以下の事項を同意し、遵守するものとします。

第1条 撮影者の一般的義務

- （1）撮影者は、自己の責任においてロケーション・ハンティング及び撮影その他の活動（以下「撮影等」）を実施するものとします。
- （2）撮影者は、撮影等において、法令等を遵守するものとします。当市は、撮影者が法令遵守をしていないと判断した場合に、撮影支援を中止することがあります。
- （3）撮影者は、当市の求めにより、当市が撮影支援を実行するために必要な協力又は作業を行うものとします。かかる必要な協力又は作業が行われない場合には、当市は、撮影支援を実行しないことがあります。
- （4）撮影者は、当市との連絡にあたる担当者を明確にし、変更があった場合には直ちに通知するものとします。

第2条 対応時間

当市における対応時間は以下のとおりとします。

- ①電話・メール：平日 08：30～17：00 （年末年始を除く）
- ②撮影：原則として、各施設の開所・営業時間内

第3条 事故等の防止

- （1）撮影者は、事故を防止するための最善の注意をし、必要な措置を取るものとします。
- （2）撮影者は、撮影等を行うにあたって取得した個人情報（氏名、電話番号、住所、メールアドレス等）の漏えい、紛失等が発生しないよう、撮影者の責任において適切に取扱うものとします。
- （3）当市の施設及び敷地内は禁煙とします。また、当市が紹介する撮影受入施設においては、施設管理者が指示する喫煙所以外の場所での喫煙は禁止とします。
- （4）撮影者は、撮影等に関して事故その他のトラブルが発生したときは、警察、消防等への通報を含む適切な措置をとるものとします。
- （5）撮影等に関して事故その他のトラブルが発生した場合であって、撮影者が適切な措置を取らないと当市が判断したときは、撮影者は、当市の指示に従い直ちに撮影等を中止するものとします。
- （6）撮影等に関して事故その他のトラブルが発生したときは、撮影者は、当市に対して直ちに当該事故その他のトラブルを報告するものとします。

第4条 保険

- （1）撮影者は、撮影等に関して生ずる損害を対象とする損害保険に加入するものとします。
- （2）撮影者は、当市が紹介したエキストラ、出演者、スタッフその他撮影等に参加する者（以下「参加者」）を撮影等に参加させる場合には、参加者に生ずる損害を保険の対象に含めるものとします。
- （3）撮影者は、当市の求めがあった場合は、保険証書の写しその他撮影者が適切な損害保険に加入したことを証明する書面を当市に提出するものとします。

第5条 地域住民の合意形成、現地における調整等

- (1) 撮影者は、撮影等について、撮影受入施設周辺の地域住民の合意形成がなされるよう必要な措置を取るよう努めるものとします。当市は、かかる合意形成のための措置に関して、撮影者に助言を行うことがあり、撮影者はかかる助言に基づき必要な措置を取るよう努めるものとします。
- (2) 撮影者は、撮影等を行う前に、当該撮影受入施設の土地建物等の所有者又は施設管理者等（以下、施設の管理者等）から必要な許諾を事前に得るものとします。
- (3) 撮影者は、撮影等を行うに当たり、騒音、夜間照明、通行制限その他撮影受入施設周辺の地域住民等の生活環境を制限する行為を行うことが予見される場合は、事前に戸別ポスティング・説明会等により周知するほか、当該住民等の理解を得られるよう努力するとともに、住民等への影響を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとします。
- (4) 撮影者は、撮影受入施設周辺に観衆が集まった場合及び集まることが予想される場合には、必要とされる警備及び交通整理を行うものとします。
- (5) 撮影者は、撮影受入施設の管理者等の指示を遵守するものとします。
- (6) 撮影者は、撮影受入施設を保全し、損害を与えることがないように努めるものとします。また、撮影受入施設に対して、改造、造作の設置その他加工を加える必要がある場合には、事前にかかる施設の管理者等の承諾を得なければならないものとします。

第6条 第三者との関係

- (1) 撮影者は、当市が紹介した参加者等について、その送迎、誘導及びスケジュール管理を撮影者の責任で行うものとします。
- (2) 撮影者は、当市が撮影者に紹介した施設管理者、参加者及び市内事業者等との間で行う契約の締結その他の取引は、すべて撮影者が自己の責任において行うものであることを理解し、かかる契約を遵守するものとします。
- (3) 撮影者が施設管理者、参加者及び市内事業者等との間でトラブル・紛争が発生した場合は、当市は一切の責任を負わないものとします。なお、撮影者がかかる者との間でトラブル・紛争が発生した場合は、速やかに当市に報告するものとします。

第7条 計画

- (1) 撮影者は、撮影内容の詳細及び撮影スケジュールその他撮影支援に必要な情報及び資料を、当市の求めに応じて事前に当市に提出するものとします。
- (2) 撮影者は、当市に提出した撮影内容、撮影スケジュールその他の計画に変更が生じた場合には、直ちに当市に通知するものとします。

第8条 費用

- (1) 撮影支援を受け、撮影受入施設を利用して撮影を行った場合において、当該施設が定める規定に従い、撮影料、施設使用料その他撮影に要する費用を支払うものとします。
- (2) 当市の職員が撮影に立ち会い等支援した場合には、要領第10条第2項(2)の規定に基づき、撮影支援料確定通知書（要領様式第4号）に従い、職員1人につき1時間あたり3,300円の撮影支援料を支払うものとします。なお、撮影支援料の算出方法は、撮影の準備・撤収も含んだ時間で職員が立ち会っていた時間等をもとに算出します。

第9条 原状回復等

- (1) 撮影者は、撮影等が終了した後、撮影等に用いた場所又は施設等を速やかに原状回復させ、かつ清掃するものとします。
- (2) 撮影者は、撮影等が終了した後速やかに当市に撮影等の終了を報告するものとします。

す。

第10条 損害賠償

- (1) 撮影者は、関係者等を含む第三者に損害を与えた場合には、かかる損害を法に従って賠償するとともに、撮影者の費用と責任でかかる第三者に適切に対処し、当市に対していかなる請求等をしないものとします。
- (2) 撮影者によって当市に損害が生じた場合、撮影者は、当市に対しかかる損害を賠償するものとします。

第11条 免責

- (1) 当市は、撮影者又は第三者が撮影等に関していかなる損害を被った場合であっても責任を負わないものとします。
- (2) 撮影者は、撮影等に関して生じる一切の費用を負担するものとします。当市は、撮影等に関する費用について責任を負わないものとします。
- (3) 撮影者は、撮影支援の結果、撮影等に必要な許可、同意、協力その他十分な撮影支援の成果が得られない可能性があることを理解し、承諾します。当市は、撮影支援の成果が撮影者にとって十分でないことについて責任を負わないものとします。
- (4) 当市は、要領第4条の規定に基づき、撮影等の企画内容によっては、撮影支援の申請を受けても、撮影支援を行わないことがあります。当市は、申請を受けた撮影支援を行わないことについて責任を負わないものとします。
- (5) 当市は、要領第6条に定める撮影支援の決定後であっても、撮影者が当市の撮影支援に必要な協力若しくは作業を行わず、又は当市の要請に応じない場合には、同第8条に基づき撮影支援を行わないことがあります。この場合において、撮影支援を行わないことについて当市は責任を負わないものとします。
- (6) 当市は、当市が撮影者に紹介した関係者等と撮影者との間における契約その他の取引について責任を負わないものとします。

第12条 広報

当市は、撮影者に対し事前に相談又は通知を行ったうえで、製作風景の紹介、公式サイトの紹介、独自ポスターの作成、当市広報媒体（ホームページ、SNS、パンフレット等）での情報発信その他の方法において、申請にかかる作品情報を当市の広報に用います。

第13条 要請事項

当市は、撮影者に対し、次に掲げる事項を要請します。撮影者が正当な理由なしにかかる要請に応じない場合には、要領第4条第2項10あるいは第8条に基づき、当市は撮影支援を行わないことがあります。

- ①当市による撮影等現場の撮影を許可すること
- ②当市に撮影等の成果物を提出すること
- ③作品に当市のクレジット「千葉県佐倉市（英語表記の場合、Sakura City）」及び「撮影施設名」を入れること
- ④市広報、地元メディアによる撮影等現場の取材を承諾すること
- ⑤ホームページ、SNS等での情報発信に使用する画像や情報を提供すること
- ⑥作品ポスターやチラシ、出演者のサイン、その他グッズ等の提供を検討すること

第14条 規約の同意及び手続き

- (1) 撮影者は、要領及び本約款の内容を確認し、これに同意したものとみなします。
- (2) 撮影者は、本約款に同意する旨を示すために、企画書ほか当市が求める書類を添付

したうえで、佐倉フィルムコミッション撮影支援申請書（要領別記様式第1号）に署名及び押印し、当市に提出するものとします。

（3）撮影者は、前項の規定による申請の内容に変更があったときは、速やかに市長に届け出るものとします。

（4）撮影者は、撮影が終了した後、速やかに撮影完了報告書（要領別記様式第3号）を当市に提出するものとします。

（5）撮影者は、撮影支援料確定通知書（要領別記様式第4号）によって通知する金額を、当市の指定の方法により遅滞なく支払うものとします。

附則（令和7年2月26日決裁 佐魅第619号）

この約款は、決裁の日から施行する。

【参考】佐倉フィルムコミッション事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市の魅力を国内外に広く発信し、本市の知名度向上、交流人口の増加及びシビックプライド（市民としての誇り）の醸成に寄与するプロモーション活動の一環として、市内における撮影を支援する佐倉フィルムコミッション事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 映像 映画（ビデオ装置を使用するものを含む。）、テレビ及びウェブサイトで放送する番組（コマーシャルを含む。）その他これらに準ずる動画又は静止画をいう。
- (2) 出版物 雑誌、カタログ、ポスターその他の販売又は配布を目的とした書物又は図画をいう。
- (3) 映像等 映像又は出版物をいう。
- (4) 撮影 映像等を制作するために行う撮影をいう。
- (5) 撮影者 撮影する者又は委任その他の契約に基づき撮影に関し必要な全ての権限を有している者をいう。
- (6) 撮影受入施設 撮影を受け入れる施設をいう。
- (7) 施設管理者 撮影受入施設を管理する権限を有する者をいう。

(事業内容)

第3条 本事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 良好な撮影環境の保持のために行う、次に掲げる支援（以下「撮影支援」という。）
 - ア 撮影に関する相談への対応、助言及び情報提供
 - イ 撮影者と撮影受入施設との間の撮影実施に関する調整
 - ウ 撮影受入施設における撮影時の立会い、現場調整及び現場確認
 - エ その他撮影が円滑に実施されるために必要と認める支援

(2) 本事業に係る広報

(3) その他本事業の実施に当たり必要な事項

2 次に掲げる事項は、行わないものとする。

- (1) 撮影支援を受けた映像等に対する本市の後援名義の使用許諾、協賛及び資金助成
 - (2) 撮影支援を受けた映像等の公開、放映、放送又は出版に係るプロモーションに対する本市の後援名義の使用許諾、協賛及び資金助成
- (撮影支援の対象)

第4条 撮影支援の対象は、広く公開、放映、放送又は出版されることが予定されており、かつ、不特定多数の者が視聴又は購読できる映像等の撮影とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する撮影は、対象としない。

- (1) 宗教的又は政治的な宣伝意図を有する映像等の撮影
- (2) 一般財団法人映画倫理機構から「R 1 5 +」又は「R 1 8 +」指定を受ける見込みのある映画の撮影
- (3) 視聴制限を設ける予定の映像等（映画を除く。）の撮影
- (4) 公序良俗に反する映像等の撮影
- (5) 法令を遵守せずに行われる撮影
- (6) 本事業の趣旨に反する映像等の撮影
- (7) 本事業に係る業務を著しく妨げるおそれがある撮影
- (8) 公益を害するおそれがある撮影
- (9) 佐倉市暴力団排除条例（平成23年佐倉市条例第26号）第2条に規定する暴力団等と関係を有すると認められる者が行う撮影
- (10) その他市長が撮影支援の対象外と認める撮影

(定型約款の適用等)

第5条 本市は撮影支援の受入れにあたり、佐倉フィルムコミッション約款（以下「約款」という。）を別途定める。本約款は、事業の一部を構成するものとする。

2 本市に撮影支援の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、約款の内容を確認し、同意し、これを遵守しなければならない。

3 申請者は、前項の規定による同意にあたり、企画書ほか市が求める書類を添付した上で、佐倉フィルムコミッション撮影支援申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

4 申請者は、前項の規定による申請の内容に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければなら

らない。

（撮影支援の決定）

第6条 市長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、原則として5日（佐倉市の休日に関する条例（平成元年佐倉市条例第13号）第1条第1項の市の休日を除く。）以内に撮影支援の可否について佐倉フィルムコミッション撮影支援承認（不承認）通知書（別記様式第2号）を申請者へ通知するものとする。

（撮影完了の報告）

第7条 撮影者は、撮影が終了した後、速やかに撮影完了報告書（別記様式第3号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、申請内容と前項の規定による報告の内容を確認し、撮影者に請求すべき第3条第1項第1号ウに掲げる支援に要する費用（以下「撮影支援料」という。）を確定し、撮影支援料確定通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

（撮影支援の取消し）

第8条 市長は、第6条の規定による撮影支援の承認を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該撮影支援の承認を取り消すことができる。

- （1）第4条の規定による承認の条件に違反したとき。
- （2）この要領又はこの要領に基づく市長が別に定める規定に違反したとき。
- （3）第11条に規定する本事業の所管課又は施設管理者の指示を無視したとき。
- （4）虚偽の申請その他不正な手段により撮影支援の承認を受けた事実が明らかと認められるとき。
- （5）その他本事業の運営上支障があると認められるとき。

（免責）

第9条 本市は、撮影支援を受けた映像等の内容について一切の責任を負わないものとする。

2 撮影者は、撮影予定日までに施設管理者から撮影の許可が得られない、施設管理者から撮影の許可を取り消された等により、予定どおりに撮影ができなかった場合であっても、このことを理由として、本市に損害の賠償を求めることはできない。

（費用）

第10条 本事業に要する費用のうち次項に定めるもの以外のものは、本市の負担とする。

2 本事業に要する費用のうち次に掲げる費用は、撮影者の負担とする。

- （1）撮影支援を受け、撮影受入施設を利用して撮影を行った場合において、当該施設が定める撮影料、施設使用料その他撮影に要する費用
- （2）撮影支援料（ただし、市長が特に必要があると認めるときは、撮影支援料を減免することができる。）

3 撮影支援料は、別表のとおりとする。

（事業の所管）

第11条 本事業に係る事務は、魅力推進部佐倉の魅力推進課が行う。

（補則）

第12条 この要領に定めるもののほか本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和7年2月26日佐魅第619号）

この要領は、決裁の日から施行する。

別表（第10条関係）

撮影支援料	本市職員1人につき、1時間当たり3,300円
-------	------------------------

別記
様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

佐倉フィルムコミッション撮影支援申請書

（宛先）佐倉市長

所在地
申請者 法人名
代表者名 ⑩

佐倉フィルムコミッション約款に同意します。ついては、佐倉フィルムコミッション事業実施要領第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり佐倉市からの撮影支援を申請します。

記

作品・番組名	
種別	映画／ドラマ／情報番組／PV／CM／スチール／WEB 用動画／その他（ ）
撮影期間	年 月 日 時頃 から 年 月 日 時頃 まで
撮影場所	
スタッフ数	約 人
車両台数	約 台（大型 台、ロケバス 台、乗用車 台）
保険加入	種類 ： 対象 ： 会社名：
担当者連絡先	氏名 ： TEL ： FAX ： メール：

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

佐倉フィルムコミッション撮影支援承認（不承認）通知書
様

佐倉市長 印

年 月 日付で申請があった撮影支援について、承認（不承認）したので、
佐倉市フィルムコミッション事業実施要領第6条の規定により通知します。

1 承認します。

作品・番組名	
撮影期間	年 月 日 時頃 から 年 月 日 時頃 まで
撮影場所	
備考	

2 承認しません。

不承認の場合の理由	
-----------	--

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）佐倉市長

所在地
撮影者 法人名
代表者名

撮影完了報告書

年 月 日付で撮影支援の承認のあった撮影が完了したので、佐倉フィルムコミッション事業実施要領第7条の規定により、次のとおり報告します。

作品・番組名						
撮影期間 （搬出入の時間を含む。）	年	月	日	時	分	から
	年	月	日	時	分	まで
撮影場所						
損害状況 ※有の場合、具体的対応を記入	無 ・ 有（箇所： ） 【具体的対応】					
放送予定日	年	月	日	時	分	から
	時	分	から	時	分	まで
情報解禁日	年	月	日	時	分	
作品URL						
クレジット掲載箇所						
提供画像 ※JPEGデータを添付	※市のHP等で掲載します。撮影風景等の写真をご提供ください。					
佐倉市で撮影に要した費用	施設使用料・撮影料					円
	駐車場代					円
	ロケ弁当代・食費					円
	宿泊費					円
	その他					円
	合計					円

様式第4号（第7条関係）

撮影支援料確定通知書

第 号
年 月 日

所在地
申請者 法人名
代表者名 様

佐倉市長

年 月 日に撮影支援の承認のあった撮影に係る撮影支援料の額を確定したので、佐倉フィルムコミッション事業実施要領第7条第2項の規定により、次のとおり通知します。

記

撮影支援料 円